◇経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律の施行に伴う関係政令の整理に関する政令（政令第二五九号）（内閣官房）

1　経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律（令和四年法律第四三号）の施行に伴い、関係政令について所要の規定の整理を行うこととした。（第一条及び第二条関係）

2　この政令は、令和四年八月一日から施行することとした。

◇内閣府本府組織令の一部を改正する政令（政令第二六〇号）（内閣府本府）

1　大臣官房及び大臣官房企画調整課の所掌事務を追加することとした。（本則関係）

2　この政令は、令和四年八月一日から施行することとした。

◇航空法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令（政令第二六一号）（国土交通省）

航空法等の一部を改正する法律（令和三年法律第六五号）附則第一条第三号に掲げる規定の施行期日は令和四年九月五日とし、同条第四号に掲げる規定の施行期日は同年一二月五日とすることとした。

◇航空法施行令の一部を改正する政令（政令第二六二号）（国土交通省）

1　登録検査機関の登録の有効期間は、三年とすることとした。（第一一条関係）

2　指定試験機関の指定の有効期間は、五年とすることとした。（第一二条関係）

3　登録講習機関及び登録更新講習機関の登録の有効期間は、三年とすることとした。（第一三条関係）

4　この政令は、一部の規定を除き、航空法等の一部を改正する法律附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日（令和四年一二月五日）から施行することとした。

◇雇用保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令の一部を改正する政令（政令第二六三号）（厚生労働省）

1　雇用保険法等の一部を改正する法律による改正前の船員保険法の規定による障害年金等の額について、その支給の原因となった疾病等の発した日が令和三年三月三一日以前である場合には、賃金水準の変動に応じてその改定を行うこととした。（本則関係）

2　施行期日等

㈠　この政令の施行に関し必要な経過措置を定めることとした。（附則第二項関係）

㈡　この政令は、令和四年八月一日から施行することとした。

政　令

経済産業省組織令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和四年七月二十九日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第二百五十六号

経済産業省組織令の一部を改正する政令

内閣は、国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第七条第四項及び第五項の規定に基づき、この政令を制定する。

経済産業省組織令（平成十二年政令第二百五十四号）の一部を次のように改正する。

第九条第三号中「（製造産業局の所掌に属するものを除く。）」を削り、「化学工業品（」の下に「主として」を、「電気機器」の下に「（重電機器を除く。）、半導体生産装置（専ら半導体素子及び集積回路並びにこれらの半製品又は組立品の生産に使用されるものに限る。第八十五条第一号において同じ。）」を加える。

第八十五条第一号中「半導体素子、集積回路その他情報通信機器、電子機器及び電気機器の部品、用品及び材料（電気絶縁材料を除く。）」を「半導体素子、集積回路その他情報通信機器、電子機器及び電気機器の部品、用品及び材料（電気絶縁材料を除く。）、半導体生産装置」に改める。

附　則

この政令は、令和四年八月一日から施行する。

経済産業大臣臨時代理
国務大臣　山際大志郎
内閣総理大臣　岸田　文雄

採用試験の対象官職及び種類並びに採用試験により確保すべき人材に関する政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和四年七月二十九日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第二百五十七号

採用試験の対象官職及び種類並びに採用試験により確保すべき人材に関する政令の一部を改正する政令

内閣は、国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）第四十五条の二第三項の規定に基づき、この政令を制定する。